減免規定一覧

　鳥居原ふれあいの館の減免規定については、相模原市立鳥居原ふれあいの館条例及び相模原市立ふれあいの館条例施行規則に規定されています。詳細については、資料１５ならびに資料１６に添付してありますので、参照してください。

○鳥居原ふれあいの館条例

（利用料金の減免）

第８条　前条第１項の規定にかかわらず、指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第２０条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

（７）農林産物等の展示直売及び市民の交流を促進するための事業の実施に関する業務のうち、市長が別に定めるもの

○鳥居原ふれあいの館条例施行規則

（利用料金の減免）

第７条　条例第８条の規定による利用料金の減免は、次の各号のいずれかに該当する場合に当該各号に定める率により行う。

（１）指定管理者が条例第２０条の規定により行う同条第７号の事業のために

利用するとき。　１００パーセント

（２）前号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認め、市長の承認を得たとき。　市長の承認を得て指定管理者が定める率